

平成27年度 島根県の社会福祉政策への提言・要望の対応状況

要望内容	回答	担当課
I 島根県の社会福祉政策に対する提言・要望		
1 地域福祉推進基盤の強化について		
<p>(1) 【「生活支援サービスあり方会議（仮称）」の設置】 誰もが、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを安心して続けるためには、住まいや医療、介護等に加え、多様な生活支援サービスが必要となります。 そこで、生活支援サービスの効果・効率的な推進方を協議する場としての「島根県生活支援サービスあり方会議（仮称）」を設置されることを提案します。 併せて、市町村社協及び社会福祉施設の機能（活動・人）が積極的に活用されるよう、各市町村で同趣旨の会議が設置されるよう積極的な働きかけをお願いします。</p>	<p>人口減少や高齢化が進行する本県では、地域の実情に応じた生活支援サービスを確保していくため、福祉サービスや施設及び社会福祉法人など、地域の社会資源の有効活用や連携が、ますます重要になると考えています。 このため、ご提言いただきました「生活支援サービスあり方会議」のような、生活支援サービスの関係者による意見交換や情報共有などの機会は必要と考えます。 県としては、今後人材育成のため全県で実施することとしている、ボランティア等の地域資源の開発・ネットワーク化などを行う生活支援コーディネーター研修（高齢者向け）の中で、関係者との意見交換や情報提供を行っていくこととしています。また、市町村における会議の設置についても働きかけてまいります。 そのほか「しまね流小地域福祉活動」などの支援を通じ、地域住民の助け合い・支え合いの活動を推進していきます。</p>	<p>地域福祉課 高齢者福祉課</p>
<p>(2) 【災害福祉広域支援体制の構築】 大規模災害等の発生に備え、広域的な支援・連絡調整を行う「しまね災害福祉広域支援ネットワーク（仮称）」を構築し、行政の責任において本県の災害時における医療・福祉の一体的な救援体制の確立を推進していただきますようお願いします。</p>	<p>「しまね災害福祉広域支援ネットワーク（仮称）」の活動については、医療救護活動や公衆衛生活動における救援体制との整合性に留意し、地域防災計画へ位置づけられ、被災市町村で有効に活用されるよう防災部と調整していきます。</p>	<p>地域福祉課</p>
2 包括的なセーフティネット対策の強化について		
<p>(1) 【日常生活自立支援事業の体制整備】 日常生活自立支援事業においては、相談支援はもちろんのこと、利用者支援及び成年後見制度利用支援など今後より一層多様な役割が求められている専門員について、国が定める基準（利用者35人に対し専門員1名）により、市町村ごとの年度末実利用者実績に応じて専門員人件費補助金が交付されるようお願いします。</p>	<p>日常生活自立支援事業については、H27年度よりセーフティネット補助金から生活困窮者自立支援法のメニューに組み込まれ、限られた財源を公平に分配するという観点から、新たに利用者数に応じた補助基本額（上限）が示されました。 なお、H27年度については激変緩和措置が設けられたことから、県では、この措置に基づき補助額を算定する予定です。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>(2) 【生活福祉資金相談員の確保】 平成22年度から生活福祉資金相談員は、総合支援資金を含めた生活福祉資金全体の借入相談から貸付後の継続的な相談支援・償還指導等を受け持ち、借受人の自立を支援する上で極めて重要な役割を果たしています。 については、平成27年度以降も継続配置されるよう国への働きかけをお願いしますとともに、国による相談員の継続配置ができなかった場合、平成27年度の相談員の継続配置に必要な予算確保をお願いします。</p>	<p>県では、緊急雇用創出事業臨時特例基金の廃止後も生活福祉資金相談員の配置が可能となるよう、財源確保について国に重点要望を行っていましたが、平成27年度は生活福祉資金貸付原資の取崩しによる対応が示されました。 一方、H28年度以降については、事業規模の縮小及び適正な人員配置との方針を国が示していることから、H27年度から設置される生活困窮者の自立相談支援機関との連携体制の構築等を踏まえ、人員配置について検討していく必要があると考えます。</p>	<p>地域福祉課</p>

平成27年度 島根県の社会福祉政策への提言・要望の対応状況

	要望内容	回答	担当課
(3)	<p>【生活困窮者等に対する緊急一時宿泊施設の充実】 居住地や相談地にかかわらず住居を失った又は失う恐れのある生活困窮者等が円滑に生活の立て直しができるよう、自立支援に必要な緊急一時宿泊施設の整備（確保）について市町村に対し働きかけをお願いします。 また、社会福祉法人の地域貢献として、既存の施設の一部を活用した緊急一時宿泊所の取り組みを促進するための啓発を行うとともに、その取り組みに対する環境整備をお願いします。</p>	<p>生活困窮者自立支援法に規定する「一時生活支援事業」については、平成27年度において、2団体が取り組む予定と聞いています。 こうした任意事業などについて積極的な取り組みが行われるよう、今後、市町村や社会福祉法人に呼びかけていきます。</p>	地域福祉課
(4)	<p>【生活困窮者支援の着実な実施を図るための広域的支援】 生活困窮者自立支援制度上、特に就労支援をはじめとする任意事業に位置付けられる事業の取り組みに地域間格差が生じないよう広域的対応・調整ができる推進体制の整備と、自立相談支援事業の質の確保・向上に向けた支援策の構築について県の積極的な支援措置をお願いします。</p>	<p>生活困窮者自立支援制度が円滑に運用されるためには、相談支援事業の質や、就労・社会参加のための地域資源に大きな地域格差が生じないようにすることが重要です。 そこで、平成27年度においては、県と市町村が研修の企画から実施までを共同で行い、相談・支援技術の全県的に向上する体制を確立します。 また、就労訓練や社会参加の場を多くの地域で開拓していけるよう、あらたに認定を受ける就労訓練事業所へ初期費用を助成する補助制度を創設するとともに、就労や社会参加の場を開拓を行うための体制を整備（委託により専門職員を配置）することとしました。</p>	地域福祉課
(5)	<p>【公営住宅における入居要件の緩和】 県営住宅について、連帯保証人の確保が難しい生活困窮者に対しては、「島根県入居債務保証支援事業」と人的保証に代わる地域の福祉関係者による組織的な支援（身元保証機能）等を利用しての入居が可能となるようお願いします。 また、市町村営住宅においても、県営住宅と同様に入居が可能となるよう市町村に対して働きかけをお願いします。</p>	<p>「島根県入居債務保証支援事業」の県営住宅への活用に合わせて、人的保証に代わる地域の福祉関係者による組織的な支援（身元保証機能）体制を構築することにより、県営住宅においても連帯保証人の免除は可能と考えており、引き続き土木部、健康福祉部が連携して検討していきます。</p>	建築住宅課
3 福祉サービス水準の維持・向上について			
(1)	<p>【保育士・保育所支援センターの継続実施】 県内保育所における保育士の確保及び定着に向けて「保育士・保育所支援センター事業」を継続されるよう要望します。</p>	<p>県としても当該事業の継続は必要であると考えており、平成27年度も事業を継続することとしています。</p>	青少年家庭課

平成27年度 島根県の社会福祉政策への提言・要望の対応状況

	要望内容	回答	担当課
(2)	<p>【潜在有資格者向け福祉・介護の仕事インターンシップ事業の創設】</p> <p>潜在有資格者の再就業を促進するため、①潜在有資格者向け福祉・介護の仕事インターンシップ事業の創設、②島根県福祉人材センター及び同人材センター石見分室へのキャリア支援専門員の配置を柱とする潜在有資格者向けの総合的な再就業支援策の構築を提案します。</p>	<p>②島根県福祉人材センターへのキャリア支援専門員の継続的な配置により、潜在有資格者向けに「福祉の職場体験事業」を活用するなど、有効な再就業支援策に取り組んでまいります。【地域福祉課】</p> <p>介護分野では、潜在有資格者がスムーズに就労できるように、介護現場で必要とされるコミュニケーション能力の向上や就職の不安を解消するためのセミナーを実施するなど再就業を支援する「介護の就職チャレンジ事業」（受講者：60名程度）に引き続き取り組んでまいります。【高齢者福祉課】</p> <p>平成25年度の登録保育士に対するアンケート調査では、「保育士として就職・復職するにあたり必要なサポート」の質問に対し、最も多かった回答は、「就職の情報」の64%、「職場体験ができる仕組み」は18%の回答でした。</p> <p>今年度から始まった、福祉人材センターの「保育の就職支援プロジェクト会議」において、新卒や潜在保育士の人材確保策の検討がされていることから、その状況も踏まえ、検討してまいります。②については対応済みです。【青少年家庭課】</p>	<p>地域福祉課 高齢者福祉課 青少年家庭課</p>
4分野・種別ごとの対策の充実について			
(1)	<p>【施設等における看護職員の確保と医療的ケアの実施に係る環境整備】</p> <p>「島根県現任介護職員看護資格取得事業補助金」に係る運用基準中、正規職員であることの要件緩和とともに、養護老人ホームも対象とされるようお願いします。</p> <p>また、障害福祉サービスにおける療養介護及び生活介護についても同様の制度創設をしていただくようお願いします。</p> <p>さらに、「島根県介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修」のうち、実地研修については、登録研修機関においても、また受講者の所属施設においても実施が困難な状況にあることから、実施（医療）機関の指定及び受講者の受入調整を含め、島根県においてその環境整備を図られますようお願いします。</p>	<p>現行の補助制度は、特別養護老人ホームに配置される看護師の安定的な確保を目的に、今年度から始めたところであり、その実施期間は5年間としています。この制度はまだ緒についたばかりであり、現時点で制度を見直すことは考えていませんが、関係者の意見を聞きながら、よりよい制度にしてまいります。</p> <p>「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修」に係る実地研修の受入先の確保・調整については、県単独で対応するのは困難であることから、県看護協会や県老人福祉施設協議会などの関係機関と連携して（医療機関に協力を要請するなど）、実地研修の受入体制の整備を図っていきたいと考えています。【高齢者福祉課】</p> <p>障がい福祉サービスにおける同様の制度創設については、現在財源となる基金・補助金等が無く（地域医療介護総合確保基金は障がい（対象外）、直ちに制度を創設することは困難ですが、今後、国の動向や事業者のニーズ等を踏まえて検討してまいります。【障がい福祉課】</p>	<p>高齢者福祉課 障がい福祉課</p>

平成27年度 島根県の社会福祉政策への提言・要望の対応状況

要望内容	回答	担当課
<p>(2) 【障がい児・者への一貫性のある支援を実現するためのITを活用したツールの開発】 障がい児・者が、各ライフステージを通して、どのような状況においても迅速かつ適切に一貫した支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係者が本人の特徴や支援内容、支援計画等について、いつでも、どこでも記録、活用できるよう、ITを活用したツールの開発に向けた検討をお願いします。</p>	<p>インターネットによる情報共有については、個人情報の管理や情報開示の範囲等の運営上の問題、開発に係る経費など検討すべき課題が多々あります。 今後、インターネット活用のニーズや有効性等について、関係機関や団体と協議していきたいと考えています。</p>	障がい福祉課
<p>(3) 【民生児童委員協議会活動への財政的支援】 民生児童委員の職務がますます複雑・多様化しておりますが、一方で、本県における民生児童委員協議会への活動推進費については年々減額されています。 民生児童委員の力量を高める取り組みなど組織活動への支援や、民生児童委員活動に対する理解促進等に向けた広報活動の充実という観点から、県における積極的な財政支援を要望します。</p>	<p>民生児童委員協議会に対する活動費補助金については、交付税算入額に基づき補助単価を決定しており近年減少傾向にありましたが、民生委員・児童委員の活動を支える民生児童委員協議会活動の安定した運営を図っていくため、H27年度は補助単価を7,000円から7,200円に引き上げることとしました。</p>	地域福祉課
II 国の社会福祉政策に対する提言・要望		
1 生活福祉資金貸付事業の充実・強化		
<p>(1) 【生活福祉資金相談員の継続配置】 平成22年度から生活福祉資金相談員は、総合支援資金を含めた生活福祉資金全体の借入相談から貸付後の継続的な相談支援・償還指導等を受け持ち、借受人の自立更生を支援する上で極めて重要な役割を果たしています。 については、平成26年度で「緊急雇用創出事業臨時特例基金」の事業期間終了とされていますが、事業期間延長等による相談員の継続配置に必要な予算確保をお願いします。</p>	<p>県では、緊急雇用創出事業臨時特例基金の廃止後も生活福祉資金相談員の配置が可能となるよう、財源確保について国に重点要望を行っていましたが、平成27年度は生活福祉資金貸付原資の取崩しによる対応が示されました。 一方、H28年度以降については、事業規模の縮小及び適正な人員配置との方針を国が示していることから、H27年度から設置される生活困窮者の自立相談支援機関との連携体制の構築等を踏まえ、人員配置について検討していく必要があると考えます。</p>	地域福祉課